

大分県報

令和三年
第二〇五号
五月七日

（金曜日）

目次

大分県港湾施設に係る港湾使用料の徴収事務の委託	一
大分港大在地区コンテナターミナル使用料の徴収事務の委託	一
大分港西大分地区駐車場使用料徴収事務の委託	一
別府港県管三号上屋使用料の徴収事務の委託	二
別府港北浜ヨットハーバー使用料の徴収事務の委託	二
市街地再開発組合の理事長の氏名等の届出	二
選挙管理委員会告示	二
大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙の執行	二
大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式	三
大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印	三
大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法	三
大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができるとする実費弁償の最高額等	三
大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における政治活動用ポスターの確認の方法	四
大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式	四
大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任	四
大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所	四
大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における開票事務と選挙会事務との合同	五
大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時	五
大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時	五

令和三年五月七日

大分県報（告示）

一

○告 示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四分の一を乗じて得た数と四分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

令和三年度毒物劇物取扱者試験の実施

土地改良区の役員就退任（二件）

開発行為の完了

競争入札参加者の資格に関する公示

一般競争入札の実施

大分県告示第三百三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分港港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和三年五月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市豊海一丁目一番九号

特定非営利活動法人みなとまちづくり

理事長 橋本 均

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

大分県告示第三百三十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分港大在地区のコンテナターミナルの港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和三年五月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市大字大在六番地

株式会社大分国際貿易センター

代表取締役社長 藤 澤 崇 資

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

大分県告示第三百四十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分港西大分地区駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和三年五月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

北九州市小倉南区湯川二丁目九番二十二号アマノ株式会社北九州支店内三階

アマノマネジメントサービス株式会社北九州営業所

所長 中 野 豪

二 委託期間

令和三年四月一日から同年十月三十一日まで

大分県告示第三百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり別府港県営三号上屋の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和三年五月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

別府市新港町九百四十二番五号

株式会社おおいた観光サービス

代表取締役 奥 村 伸 幸

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

大分県告示第三百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり別府港北浜ヨットハーバーの港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和三年五月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

山口県宇部市港町一丁目十三番五号

株式会社ササキコーポレーション

代表取締役 佐々木 勝 吉

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

大分県告示第三百四十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、末広町一丁目地区市街地再開発組合から次のとおり理事長の氏名及び住所の届出があった。

令和三年五月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 理事長の氏名

河 野 茂 喜

二 理事長の住所

大分市大道町一丁目三番三号

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項の規定による大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙を次のとおり執行する。

令和三年五月七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 選挙期日 令和三年五月十六日

二 選挙すべき議員の数 一人

大分県選挙管理委員会告示第二十八号

令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和三年五月七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和三年五月十六日執行

大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙投票

大分県選挙管理委員会之印



- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

名 氏 し ゃ し め い
候 補 者

備考

- 一 用紙はだいたい色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。
- 三 「大分県選挙管理委員会之印」は、刷込み式とする。
- 四 点字投票である旨の表示は、その旨を印刷しておく方法（ただし、印刷にかえて印章を押す方法によることもできる。）とする。
- 五 点字投票用紙に表示する選挙の種類は、「けんぎ ほけつ」とする。

大分県選挙管理委員会告示第二十九号

令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。

令和三年五月七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印
- 二 仮投票用封筒 竹田市選挙管理委員会の印

大分県選挙管理委員会告示第三十号

令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の方法を次のとおり定めた。

令和三年五月七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

大分県選挙管理委員会告示第三十一号

令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。

令和三年五月七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - 1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - 2 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - 3 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - 4 宿泊料（食事料二食分を含む。） 一夜につき一万二千円
 - 5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円
 - 6 茶菓料 一日につき五百円
- 二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額
 - 1 基本日額 一万円
 - 2 超過勤務手当 一日につき1の額の五割
- 三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

令和三年五月七日

大分県報（選管委告示）

- 1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ一の1から3までに掲げる額
- 2 宿泊料（食事を除く。） 一夜につき一万円
- 3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元
- 4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千元

大分県選挙管理委員会告示第三十二号

令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における政治活動用ポスターの確認の方法を次のとおり定めた。

令和三年五月七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

検印をもって行う。

大分県選挙管理委員会告示第三十三号

令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

令和三年五月七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和三年執行補欠
県議会議員番号
選挙区番号
大分県選挙管理

分選
大

備考

- 一 「選挙区」には、大分県議会議員の選挙区の略名を記載し、「番号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。
- 二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第三十四号

令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和三年五月七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

区 分	住 所	氏 名
選 挙 長	竹田市大字会々二三四八番地一	海老納 真 則
選挙長職務代理者	竹田市久住町大字白丹四四八〇番地	木 村 信 義

大分県選挙管理委員会告示第三十五号

令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙において、選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

令和三年五月七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 令和三年五月七日
- 竹田市大字会々一六五〇番地
 - 竹田市役所 三階 会議室
 - 令和三年五月八日以後
 - 竹田市大字会々一六五〇番地
 - 竹田市選挙管理委員会事務局

大分県選挙管理委員会告示第三十六号

令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和三年五月七日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会告示第三十七号

令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年五月七日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 場所 竹田市大字会々一六五〇番地

竹田市総合社会福祉センター

二 日時 令和三年五月十六日 午後八時

大分県選挙管理委員会告示第三十八号

令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年五月七日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 場所 竹田市大字会々一六五〇番地

竹田市役所 三階 会議室

二 日時 令和三年五月七日 午後五時二十分

大分県選挙管理委員会告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和三年五月六日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十百分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年五月七日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十百分の一の数 一九、二一一人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二〇、〇六九人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三二、三九五
別府市	三二、一〇三人
中津市	二二、九七四人
日田市	一七、九七九人
佐伯市	二〇、〇五九人
白杵市	一〇、八七一人
津久見市	四、九七五人
竹田市	六、〇九三人
豊後高田市	六、二七六人
杵築市	八、一三八人
宇佐市	一五、四三〇人
豊後大野市	一〇、〇八三人
由布市	九、四九一人

国東市・姫島村 八、五三五人
日 出 町 七、八五六人
九重町・玖珠町 六、九三一人

大分県選挙管理委員会告示第四十号

令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和三年五月七日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

五、四一七、一〇〇円

○公 告

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、次のとおり毒物劇物取扱者試験を実施する。

令和三年五月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験の日時

令和三年八月三日（火曜日）午前十時から

二 試験の場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階正庁ホール

大分県庁舎新館十四階大会議室

大分市豊饒二丁目十一番二号

公益社団法人大分県薬剤師会

注 今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況や国又は地方公共団体の外出自粛要請等の状況によっては、試験の延期や会場の変更など緊急連絡事項をお知らせする場合があります。これらの事項について変更がありましたら、大分県福祉保健部薬務室のホームページ「令和三年度毒物劇物取扱者試験について」に掲載しますので、適宜確認してください。

三 試験の種類

1 一般毒物劇物取扱者試験

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
3 特定品目毒物劇物取扱者試験
四 試験科目

1 筆記試験

(一) 毒物及び劇物に関する法規

(二) 基礎化学

(三) 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第二に掲げる劇物に限る。2において同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

2 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

五 提出書類

1 受験願書（大分県福祉保健部薬務室又は各保健所（保健部）に備え付けたもの）正副各一通

2 履歴書（受験願書（正）の裏面に印刷のもの）一通

3 戸籍抄本 一通

4 写真（左記の条件を満たすもの）一枚

(一) 受験願書提出前六箇月以内に撮影したものであること。

(二) 正面、上半身、無帽のものであること。

(三) 縦四センチメートル、横三・五センチメートルのものであること。

(四) 裏面に氏名及び生年月日を記入すること。

六 書類の提出先

1 県内居住者（郵便による申込みは、受け付けない。）

住居、勤務地等を所管する保健所（保健部）

2 県外居住者（郵便による申込みも受け付ける。）

大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号 八七〇―八五〇一）

大分県福祉保健部薬務室

七 受付期間及び受付時間

1 受付期間

令和三年六月七日（月曜日）から同月十八日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く）。ただし、郵便による申込みは、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。

		2 受付時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで	
		八 受験手数料 一万五百円（受験願書提出の際納入すること。）	
		九 その他	
		1 その他詳細については、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部薬務室に問い合わせること。	
		2 受験願書を郵便で請求する場合は、郵便番号及び宛先を明記し百二十円切手を同封すること。	
		3 応用化学に関する学課修了者については、既に資格取得要件を満たしている場合があるので、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部薬務室に問い合わせること。	
		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、白水井路土地改良区（竹田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 令和三年五月七日 大分県知事 広 瀬 勝 貞	
		（退任役員）	
役名	氏名	住	所
監事	後藤 隆一	竹田市荻町鳴田六七五〇番地	
〃	阿部 義照	〃 荻町宮平三六二二番地	
〃	大森 純生	〃 荻町西福寺六〇二四番地	
（就任役員）			
役名	氏名	住	所
監事	後藤 辰廣	竹田市荻町田代四四六七番地二	
〃	濱 中克美	〃 荻町西福寺五六〇四番地一	
〃	池 永寅生	〃 荻町鳴田六五〇一番地三	
令和三年五月七日			
		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、呉崎北部土地改良区（豊後高田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 令和三年五月七日 大分県知事 広 瀬 勝 貞	
		（退任役員）	
役名	氏名	住	所
理事	安部 広文	豊後高田市呉崎九七八番地二	
〃	石掛 崇司	〃 呉崎六三三番地五	
〃	岡本 岩男	〃 呉崎二六〇八番地一	
〃	近藤 芳数	〃 草地七七六七番地一	
〃	酒井 幸二	〃 呉崎一〇一八番地一	
（就任役員）			
役名	氏名	住	所
理事	安部 広文	豊後高田市呉崎九七八番地二	
〃	石掛 崇司	〃 呉崎六三三番地五	
〃	岡本 岩男	〃 呉崎二六〇八番地一	
〃	近藤 芳数	〃 草地七七六七番地一	
〃	酒井 幸二	〃 呉崎一〇一八番地一	
〃	繁 貴光	〃 呉崎五六六番地一	
〃	平岡 哲也	〃 呉崎二六二九番地二	
〃	山形 博幸	〃 呉崎三七四〇番地	
〃	井上 健一	〃 草地七四〇五番地七	
〃	倉成 哲郎	〃 呉崎二一六四番地	
〃	渡邊 洋長	〃 呉崎三七三二番地	
大分県報（公告）			
七			

〃	繁 貴光	〃	呉崎五六六番地一
〃	平岡 哲也	〃	呉崎二六二九番地二
〃	山形 博幸	〃	呉崎三七四〇番地
監事	倉成 哲郎	〃	呉崎二一六四番地
〃	渡邊 洋長	〃	呉崎三七三二番地
〃	水江 律子	〃	水崎一〇〇六番地

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和三年五月七日

大分県知事 広 瀬 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

宇佐市大字辛島字宮ノ前四番一ほか一筆の各一部及び大字閑字屋敷二十三番一（二工区）

二 開発区域の面積

二千五百三十八・一六平方メートル（二工区）

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

宇佐市大字山本二千二百三十一番地の一

三和酒類株式会社

代表取締役 下 田 雅 彦

四 完了検査年月日

令和三年四月十六日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和三年五月七日

大分県知事 広 瀬 貞

一 調達をする物品等の種類

大分支援学校仮設校舎賃貸借等業務 一式

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査

申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 〇九七(五〇六)二九五六

3 申請の時期

令和三年五月七日(金曜日)から同月二十八日(金曜日)までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは

その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和3年5月7日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 特定役務の種類 大分支援学校仮設校舎賃貸借等業務 一式

(2) 契約期間

建設期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

貸借期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(60箇月)

解体期間 令和9年4月1日から令和9年7月31日まで

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たしている者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を取得した者であること。

(3) 納入しようとする物件が仕様を満たすことを証明する書類を令和3年6月16日(水)午後5時00分までに大分県教育庁教育財務課施設管理班に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。

(4) この公告の日から9に掲げる開札までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

<p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>3 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 競争入札参加資格</p> <p>大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(2) 申請の方法</p> <p>(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、令和3年5月28日（金）までに(3)に掲げる部に提出すること。</p> <p>(3) 競争入札参加資格申請書の入手場所、提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>大分県教育庁教育財務課施設管理班 〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階 電話 097-506-5459 FAX 097-506-1792</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所</p> <p>大分県大分市府内町3丁目10番1号 大分県教育庁教育財務課 図面閲覧室（8階）</p> <p>(2) 日時</p> <p>令和3年5月7日（金）から同年6月16日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時00分まで</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時</p> <p>5に同じ。</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日 本 語</p>	<p>(2) 通 貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出日時</p> <p>(1) 提出場所 大分県庁舎別館7階 教育庁教育財務課施設管理班 〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号</p> <p>(2) 提出日時 令和3年6月18日（金）午前10時00分 ただし、郵送の場合は令和3年6月17日（木）午後5時必着で4の部局まで提出すること。</p> <p>9 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎別館7階教育委員室 〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号</p> <p>(2) 日 時 令和3年6月18日（金）午前10時00分</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、直ちにその場所で再度入札を行う。ただし、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項</p> <p>見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 2の(2)の資格を取得した者（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）</p> <p>11 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に</p>
--	--

掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (2) 金額の記載がないもの
- (3) 入札に関する条件に違反したもの
- (4) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (5) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

13 最低制限価格に関する事項

設定しない。

14 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。
- (3) 落札しない場合は、再度入札を2回まで行う。
- (4) 3回の入札で落札者がいない場合、地方自治法施行令の規定に基づき、随意契約に移行する。

15 その他

- (1) この入札は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。

16 Summary

(1) Outsourcing name

Lease of the provisional school building for use by Oita Prefectural Oita Special Support School.

(2) Time limit for tender

10:00 a.m., 18 June 2021

(3) Contact point for the notice

Oita Prefectural Board of Education Education Finance Division
Oita government building annex 7F, 3-10-1, Funaiichou, Oita City
870-8503 Japan Tel 097-506-5459